

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

平成 19 年 12 月に賞与が支給され、その支給明細書には厚生年金保険料が控除されている。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準賞与額に係る年金記録が無いので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の賞与額に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年6月まで
祖父が申立期間の国民年金保険料を納付していた。
しかし、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする申立人の祖父は既に亡くなっているため、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和43年7月頃に払い出されたと推認されるほか、これより前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、その際に資格取得日を同年7月1日とする事務処理が行われたものとみられ、これは、A市の国民年金被保険者名簿の記録と一致している。この資格取得日を基準とすると、申立期間は未加入期間となるため、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 257 (事案 245 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 57 年 6 月までの期間、58 年 7 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 4 月及び 62 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間の付加保険料並びに昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 57 年 6 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 4 月
⑤ 昭和 62 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

前回の申立てでは、昭和 61 年 5 月から 62 年 3 月までの期間の定額保険料及び平成 6 年 12 月の付加保険料については納付していたものとして認められたものの、今回の申立期間①、②、④及び⑤の付加保険料並びに申立期間③の付加保険料を含む国民年金保険料については、24 年 2 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料は無いが、申立期間に A 銀行 B 支店で口座振替により付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたはずであり、どうしても納得できないので再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①、②、④及び⑤について、C 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の口座振替が開始されたのは平成元年 11 月とされており、同名簿では申立人の付加年金の加入申出は 5 年 4 月 1 日とされていること、ii) 定額保険料が納付済みとされている申立期間①、②、④の各期間並びに⑤のうち昭和 62 年 4 月、63 年 4 月から同年 9 月までの期間、平成元年 4 月から同年 7 月までの期間及び 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間について、D 町 (現在は、C 市) の国民年金被保

険者カード及びE町（現在は、C市）の国民年金被保険者記録カードには「定額」又は「定額納入済」と記載されていること、iii) 申立期間⑤のうち、昭和62年5月から63年3月までの期間、同年10月から平成元年3月までの期間及び同年8月から2年3月までの期間について、オンライン記録では、保険料全額免除期間とされていたが追納により保険料納付済みとされているところ、当該追納期間について付加保険料は制度上納付することができないこと、iv) 申立期間⑤のうち、4年9月から5年3月までの期間について、申立人から提出された預金取引明細書により、各月に引き落とされた保険料は定額保険料のみであったことが確認できること、v) 申立期間③について、C市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも未納とされ、当該期間は申立人の妻も未納となっていること、vi) 申立人が申立期間①、②、④及び⑤について付加保険料を、申立期間③について定額保険料及び付加保険料を、それぞれ納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、24年2月29日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、「新たな資料は無いが、申立期間にA銀行B支店で口座振替により付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたはずであり、どうしても納得できない。」と主張し、再度の申立てを行っている。

しかし、今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料の提出は無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①、②、④及び⑤に係る付加保険料並びに申立期間③に係る定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社B工場（現在は、A社）で昭和 54 年 3 月 31 日まで在籍していたのに、オンライン記録では、同日で資格を喪失しており、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。

また、申立期間当時、C厚生年金基金の給付業務を取り扱っていたD金融機関（現在は、E金融機関）発行の昭和 54 年退職所得の源泉徴収票の「退職年月日」欄には「54 年 3 月 31 日」と記載されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E金融機関は、源泉徴収票の退職年月日の記載について、「当時の資料は残っていないが、厚生年金基金からの情報を当該徴収票に記載することになっている。」と回答しているところ、A社B工場が加入していたC厚生年金基金を承継するF企業年金基金は、申立人の厚生年金基金の加入員資格喪失日は昭和 54 年 3 月 31 日であると回答しており、これはオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社が保管する申立人の退職願により、申立人がA社B工場を退職した日は、昭和 54 年 3 月 30 日であることが確認できる上、雇用保険の記録についても同日が離職日とされていることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第 14 条では、資格喪失の時期はその事業所に使用されなくなった日の翌日である旨規定されているところ、上記のとおり、申立人の退職日は昭和 54 年 3 月 30 日、資格喪失日は同年 3 月 31 日とされており、不自然さはいかたがえない。

加えて、A社は、同社B工場では厚生年金保険料の控除方法について翌月

控除であった旨回答しているところ、申立人から提出された昭和 54 年 4 月分の給与明細書によると、厚生保険の控除欄が空欄になっており、同年 3 月分の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。